



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 1 日 (月)
号外第 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
(597) (森林保全課) 2
- 海面における漁業の免許 (598) (水産課) 3
- ◇ 公 告 平成20年度後期技能検定 (労働政策チーム) 6

告 示

鳥取県告示第597号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成20年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成20年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	945.67
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,785.78
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,785.71
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	777.95
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,800.27
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	199.31
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	61.30
	岩美	岩美郡岩美町	105.18
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.16
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	31.79
	琴浦	東伯郡琴浦町	75.64
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	80.82
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	15.66
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.76
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.92
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68

	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14.09
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	74.72
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	14.14

鳥取県告示第598号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成20年9月1日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成20年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 免許番号 海共第4号

(2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡北栄町弓原334

中部漁業協同組合

(3) 免許の内容

平成20年鳥取県告示第402号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。）1(1)のとおり

(4) 制限又は条件

免許内容告示1(5)のとおり

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

2 (1) 免許番号 海共第7号

(2) 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

米子市漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示2(1)のとおり

(4) 制限又は条件

免許内容告示2(5)のとおり

(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

3 (1) 免許番号 海区第1号

(2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

- (3) 免許の内容
免許内容告示3(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示3(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 4(1) 免許番号 海区第2号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
岩美郡岩美町大字田後68
田後漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示4(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示4(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 5(1) 免許番号 海区第3号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示5(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示5(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 6(1) 免許番号 海区第4号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示6(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示6(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 7(1) 免許番号 海区第5号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示7(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示7(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 8(1) 免許番号 海区第6号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合

- (3) 免許の内容
免許内容告示8(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示8(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 9(1) 免許番号 海区第7号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示9(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示9(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 10(1) 免許番号 海区第8号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示10(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示10(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 11(1) 免許番号 海区第9号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
東伯郡琴浦町大字赤碕1735
赤碕町漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示11(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示11(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 12(1) 免許番号 海区第10号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
東伯郡琴浦町大字赤碕1735
赤碕町漁業協同組合
 - (3) 免許の内容
免許内容告示12(1)のとおり
 - (4) 制限又は条件
免許内容告示12(5)のとおり
 - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 13(1) 免許番号 海区第11号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合

- (3) 免許の内容
免許内容告示13(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示13(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 14(1) 免許番号 海区第12号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示14(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示14(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 15(1) 免許番号 海区第13号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示15(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示15(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 16(1) 免許番号 海区第14号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示16(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示16(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 17(1) 免許番号 海区第15号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示17(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示17(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成20年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成20年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

金属熱処理
機械加工
放電加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形
パン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
石材施工（石材加工作業、石積み作業）
パン製造（パン製造作業）
酒造（清酒製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート
 トーチ工法防水工事作業）
 ガラス施工（ガラス工事作業）
 機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
 印章彫刻（木口彫刻作業）
 塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）
 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）
 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
 和裁（和服製作作業）
 建築大工（大工工事作業）
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成20年12月1日（月）から平成21年2月22日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会
 が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成20年11月21日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、
 受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 平成21年2月1日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施 工、鉄筋施工及びガラス施工	平成21年1月25日（日）
さく井、ロープ加工、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気 調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、酒 造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図及び印 章彫刻	平成21年2月1日（日）
機械保全、半導体製品製造、和裁、建築大工、かわらぶき及び塗装	平成21年2月8日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て及び配管	平成21年1月25日(日)
冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図	平成21年2月1日(日)
和裁及び建築大工	平成21年2月8日(日)

(エ) 単一等級

全職種 平成21年2月8日(日)

イ 実施場所

(ア) 平成21年1月25日(日)に試験を実施する職種

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

(イ) 平成21年2月1日(日)に試験を実施する職種

とりぎん文化会館 鳥取市尚徳町101-5

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

(ウ) 平成21年2月8日(日)に試験を実施する職種

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 15,700円

イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁及び機械・プラント製図	11,500円

ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
下記以外の職種	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
和裁及び機械・プラント製図	7,700円	11,500円

エ 単一等級

全職種 15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成20年9月29日(月)から10月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後

5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達による場合は、平成20年10月10日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成21年3月17日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成21年3月17日（火）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室労働政策チーム（電話0857-26-7231）に問い合わせること。